

青森県報

第四千四百一十号

平成三十年
一月十九日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……四

- 右 同……………(同) ……五
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会計管理課) ……五

公 告

- 農用地利用配分計画の認可申請……………(構造政策課) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域民局) ……五
- 右 同……………(同) ……六

正 誤

- 平成二十九年十二月二十日定例選挙管理委員会中……………(選挙管理委員会事務局) ……六

告 示

青森県告示第三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業の種類		居宅介護事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社町田会	町田会	居宅療養管理指導	サカエ薬局 木	五所川原市金木町菅原一二	平成二九・七・一
弘前市大字境	関字西田二八				

青森県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介 護 予 防 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 所
株式会社町田アアンド町田商	弘前市大字境関字西田二八の一	介護予防事業の種類 介護予防居宅療養管理指導
名 称	名 称	介 護 予 防 事 業 所
サカエ薬局	五所川原市金木町菅原一二	指 定 年 月 日
平成二九・七・一		

青森県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
おしゃれ株式会社	おしゃれ株式会社	主たる事務所の所在地	居 宅 介 護 事 業 所
弘前市大字城東三丁目八の九	弘前市大字城東三丁目八の九	訪問介護	居宅介護の種類
ヘルパーセンターだん	ヘルパーセンターだん	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
弘前市大字取上一五丁目四の一七	弘前市大字取上一五丁目四の一七	所 在 地	変 更 年 月 日
平成二九・九・一	平成二九・九・一		

変更後	変更前
〃	〃
訪問看護	訪問看護
訪問看護センターだん	訪問看護センターだん
弘前市大字城東三丁目八の九	弘前市大字取上一五丁目四の一七
〃	〃

青森県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
〃	〃	おしゃれ株式会社	おしゃれ株式会社	名 称	介 護 予 防 事 業 者
〃	〃	弘前市大字城東三丁目八の九	弘前市大字城東三丁目八の九	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 所
訪問看護	訪問看護	訪問介護	訪問介護	事業の種類	居 宅 介 護 事 業 所
訪問看護センターだん	訪問看護センターだん	ヘルパーセンターだん	ヘルパーセンターだん	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
弘前市大字城東三丁目八の九	弘前市大字取上一五丁目四の一七	弘前市大字城東三丁目八の九	弘前市大字取上一五丁目四の一七	所 在 地	変 更 年 月 日
〃	〃	平成二九・九・一	平成二九・九・一		

青森県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃止年月日
関医院中津軽診療所	弘前市大字賀田一丁目一四の二	介護療養型医療施設	平成二六・三・三一

青森県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	事業の種類		
関秀一	弘前市大字賀田一丁目一四の二	短期入所療養介護	関医院中津軽診療所	平成二六・三・三一

青森県告示第四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地	事業の種類		
株式会社町田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	居宅療養管理指導	サカエ薬局 木五所川原市金木町菅原一二	平成二九・七・一

青森県告示第四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	介護予防事業の種類	介護予防事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地	事業の種類		
株式会社町田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	介護予防居宅療養管理指導	サカエ薬局 木五所川原市金木町菅原一二	平成二九・七・一

青森県告示第四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	居 宅 介 護 事 業 者
〃	〃	おしやれ プラザ株 式会社	弘前市大字 城東三丁目 八の九	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類
訪問看護	訪問看護	訪問介護	訪問看護	居宅介護 事業の種類	居宅介護 事業所
訪問看護 センター シオン花 だん	訪問看護 センター シオン花 だん	ヘルパー センター シオン花 だん	弘前市大字 取上五丁目 四の一七	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
弘前市大字 城東三丁目 八の九	弘前市大字 取上五丁目 四の一七	弘前市大字 城東三丁目 八の九	弘前市大字 取上五丁目 四の一七	所 在 地	変 更 年 月 日
〃	〃	〃	〃	〃	平成 三〇・九・一

青森県告示第四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	介 護 予 防 事 業 者
〃	〃	おしやれ プラザ株 式会社	弘前市大字 城東三丁目 八の九	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種類
介護予防 訪問看護	介護予防 訪問看護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問看護	介護予防 事業の種類	介護予防 事業所
訪問看護 センター シオン花 だん	訪問看護 センター シオン花 だん	ヘルパー センター シオン花 だん	弘前市大字 取上五丁目 四の一七	名 称	介 護 予 防 事 業 所
弘前市大字 城東三丁目 八の九	弘前市大字 取上五丁目 四の一七	弘前市大字 城東三丁目 八の九	弘前市大字 取上五丁目 四の一七	所 在 地	変 更 年 月 日
〃	〃	〃	〃	〃	平成 三〇・九・一

青森県告示第四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	廃 止 日
関医院中津軽診療所	弘前市大字賀田一丁目一四の二	介護療養型医療施設	平成 一六・三・三

青森県告示第四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	廃止年月日
名 称	名 称	所 在 地	
関秀一	短期入所療養介護	関医院中津軽診療所	平成 一六・三・三
主たる事務所の所在地			
弘前市大字賀田一丁目一四の二		弘前市大字賀田一丁目一四の二	

青森県告示第四十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年十一月十九日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町九八
大澤 ゆか

公 告

農用地利用配分計画の認可申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける 土 地	認 可 日
久保田 勝二	弘前市大字蒔苗字樋田二一の二	弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七	平成 三〇・一・五
株式会社山本米菜園	弘前市大字土堂字早川五五の一	弘前市大字土堂字早川三〇の一	〃
高橋 直巳	三戸郡五戸町字心田八の二三	三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	〃
有限会社今藏	三戸郡五戸町大字倉石又重字北向三六	三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九九	〃

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社サンルーフ・エコ
- 二 代表者の氏名 飯田一久
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡二五五の一四七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一二十八)第一〇〇八〇九号
- 五 取消年月日 平成二十九年十二月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十九年十二月十四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 成田塗装店
 - 二 氏名 成田春樹
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字女鹿沢字西増田三四の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般一二十七)第一〇〇五六七号
 - 五 取消年月日 平成三十年一月四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十九年十二月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正

誤

選挙管理委員会事務局

発行年月日 平成元二二二〇 第四三九〇号	区 分 青森県選 挙管理委 員会告示	番 号 第八八	ページ 三	段 下	行 表中	誤 社会民主党青森県 連合 (三上 武史)	正 社会民主党青森県 連合 (三上 武志)
----------------------------	-----------------------------	------------	----------	--------	---------	--------------------------------	--------------------------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭